

加古川市公共施設充電設備設置業務 共同事業者募集要領

1 趣旨

加古川市は、令和4年2月に「ゼロカーボンシティ宣言」を表明し、2050年の二酸化炭素実質排出ゼロを目指し、地球温暖化対策を進めている。

本業務は、市域の温室効果ガス排出量を削減するため、市内に電気自動車等の普及促進を図ることを目的とし、公共施設の敷地内に電気自動車等用の充電設備を導入するものである。

公共施設充電設備設置業務の実施にあたっては、事業者に係る管理運営実績、専門性、技術力、企画力等を勘案し、総合的な見地から判断して最適な事業者と契約を締結する必要があることから、プロポーザル方式により契約の相手方となる候補者(以下「契約候補者」という。)及び契約候補者の次に契約の相手方となる候補者(以下「次点者」とい、契約候補者及び次点者を「契約候補者等」という。)を選定するものとする。

2 業務の概要

(1)業務の名称

令和6年度 共同事業による加古川市公共施設充電設備設置業務

(2)業務の内容

市が所有する施設の駐車場を活用し、事業者の自己資本により電気自動車等用の充電設備の運営に必要な配線工事等を含む設備一式(以下「充電設備等」という。)の設置、維持管理及び事業運営を行う。

市は、所有する施設の駐車スペース及び充電設備等の設置に伴う用地の使用を許可する。

なお、本業務の詳細は、別紙「令和6年度 共同事業による加古川市公共施設充電設備設置業務仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおりとする。

(3)設置場所

日岡山公園 (加古川市加古川町大野 1682)

見土呂フルーツパーク (加古川市上荘町見土呂 845-16)

加古川ウェルネスパーク (加古川市東神吉町天下原 370)

加古川市立総合体育館 (加古川市西神吉町鼎 1010)

※ 詳細は別紙1「充電設備設置場所一覧」を参照

(4)行政財産の使用料

駐車スペース及び充電設備等の設置に伴う用地に係る行政財産の使用料については、加古川市行政財産の使用許可に関する使用料条例(昭和44年10月3日条例第38号)第5条第4号の規定に基づき、免除とする。

(5)業務期間

協定締結を始期とし、令和14年3月31日から令和16年3月31日の間で、共同事業者からの提案に基づき、本市と共同事業者との協議により終期を設定する。

設備設置工事は、令和7年1月31日までに完了させ、令和7年3月31日までに業

務を開始するものとする。なお、設備設置工事について、クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金制度(以下、「補助金制度」という。)における実績の報告期限が延長された場合は、その報告期限までに完了させることとし、延長する期限に応じて業務を開始する期限を延長することとする。業務期間中は、事業者の責任において充電設備等の維持管理及び運営を行い、業務期間終了後の取り扱いについては、互いの協議によるものとする。なお、協議の結果、業務を終了することとなった場合は、事業者の負担により充電設備等の撤去を行うものとする。

(6) 免責

充電設備等の設置に当たって、補助金制度を活用することは可能とするが、申請は令和6年6月28日までに行うものとし、この期日までに申請した場合に交付決定が受けられないときは、事業を中止することができるものとする。この場合、不交付決定を知った日から1か月以内に本市に申し出るものとする。

3 プロポーザルの形式

本業務は公募型プロポーザルにより契約候補者等を決定するものとする。

4 プロポーザル選定委員会の設置

契約候補者等の選定は、令和6年度共同事業による加古川市公共施設充電設備設置業務プロポーザル選定委員会設置要領に定める選定委員会が行うものとする。

5 契約候補者等決定までの流れ

- (1) プロポーザルへの参加を希望する者(以下「参加希望者」という。)は、指定期日までに市に参加申込みをし、市から参加資格を有すると認められた者(以下「参加者」という。)の通知を受けた場合にプロポーザルに参加できるものとする。
- (2) 参加者は、指定期日までに市に企画提案書等を提出したのち、契約候補者等の選定を受けるものとする。
- (3) 市は、選定の結果、得点が上位1位となった者を「契約候補者」、上位2位となった者を「次点者」として選定し、まず契約候補者と期間を定めて企画提案の内容を基に契約締結に向けて契約条件等について協議を行うものとする。
- (4) 上記(3)の期間内に市と契約候補者との協議が整わない場合は、市は次点者と協議を行うものとする。
- (5) 契約候補者等の選定に関する日程については、「14 日程及び提出書類等」のとおりとする。

6 参加資格要件

参加者は、次のすべての要件を満たさなければならない。

入札参加資格	団体又はその代表者が次の各号のいずれにも該当しないこと。 ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者(一般競争入札に参加できない者) ② 加古川市税等を滞納している者
--------	--

	<p>③ 政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第3条第1項に規定する政治団体及びこれに類する団体</p> <p>④ 宗教法人法(昭和26年法律第126号)第2条に規定する宗教団体及びこれに類する団体</p> <p>⑤ 会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)などの規定により更正又は再生の手続きをしている者</p>
入札参加停止措置	プロポーザル参加表明書の公募開始日から協定締結日まで、加古川市指名停止基準(平成6年告示第166号)に基づく指名停止措置を受けていないこと。
経営の安定性	<p>・電子交換所若しくは手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は、当該業務委託の入札前6か月以内に手形若しくは小切手の不渡りを出した者でないこと。</p> <p>・会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てを行っている者でないこと。</p> <p>ただし、手続開始の決定後、国の一般競争入札参加資格の再認定を受けている場合は除く。</p>
協定の相手方としての適格性	加古川市契約からの暴力団排除に関する要綱(平成24年3月16日総務部長決定)に規定する暴力団等でないこと。
その他	・公平な競争の妨げになる行為、事実等がないこと。

7 説明会

本市からの説明会は開催しない。

8 質疑・回答

質疑・回答については、次のとおり行うこととする。

- (1) 質問がある場合は、「質問書」(様式11)に質問事項を記載のうえ、令和6年2月14日17時までに、電子メールにより所管課宛に送信すること。メールの件名は「令和6年度共同事業による加古川市公共施設充電設備設置業務に係るプロポーザルの問い合わせについて(会社名)」とすること。
- (2) 質疑に対する回答は、「質問回答書」(様式12)により、参加者全員に電子メールで、令和6年2月21日までに回答する。

※ 参加資格要件を満たさないことが明らかな質問者からの質疑については、市は回答しないことができるものとする。

9 参加申込・資格審査

(1) 参加申込

参加希望者は、「プロポーザル参加表明書」(様式1)に必要事項を記入、代表者印を押印のうえ、関係書類を添えて次のとおり所管課に提出すること。

① 関係書類

- ・会社概要票(様式2)及び会社概要(パンフレットなど任意)
- ・加古川市市税確認承諾書(様式3)
(課税の有無にかかわらず、提出すること。)
- ・納税証明書「その3の3」(令和6年1月4日以降発行のもの)
※住所地(納税地)を所轄する税務署において請求してください。
- ・申請団体の登記簿謄本(令和6年1月4日以降発行のもの)
- ・経営状況等調査表(様式4)
- ・直前2年分の財務諸表類
(貸借対照表及び損益計算書の写し)

② 提出の期限、方法及び場所

期限:令和6年1月31日(水)17時必着

方法:直接、環境政策課窓口へ持参か、書留郵便とする。

(電子メールでの提出は不可)

場所:加古川市役所 新館7階 環境部環境政策課
加古川市加古川町北在家 2000 番地

※ 提出期限を過ぎた参加表明書は受け付けない。

※ 郵送による提出の場合、提出期限までに市に到着しなかったものは受け付けない。

(2)資格審査

市は、受け付けたプロポーザル参加表明書等により、参加希望者が資格要件を満たしているかについて審査し、参加資格確認の結果について、「参加資格審査結果通知書兼企画提案書等提出依頼書」(様式5)又は「参加資格審査結果通知書」(様式6)により、令和6年2月7日までに参加希望者に通知するものとする。

参加資格審査結果通知書を受領した者は、この決定について、通知日の翌日から起算して5日以内(土・日曜、祝日を除く。)に、書面をもって所管課に説明を求めることができるものとする。

(3)参加を辞退する場合

参加希望者が参加を辞退する場合には、「プロポーザル参加辞退書」(様式7)に必要事項を記入、代表者印を押印のうえ、企画提案書提出締切日までに所管課に提出するものとする。

10 企画提案について

(1)企画提案書等の作成

参加者は、仕様書・企画提案書作成要領の説明等に基づき、考えうる最適な方策を企画提案書等により提案するものとする。企画提案は1者につき1件とし、以下の書類を提出することとする。

- ① 企画提案書の提出について
「企画提案書等提出届」(様式8)に必要事項を記入し、代表者印を押印すること。
- ② 企画提案書
企画提案書作成要領を参照のうえ、同要領に規定する項目順に作成すること。
書式は任意とするが、用紙はA4とし、頁数は表紙・目次を除いて 50 ページ以内とする。

(2) 提出部数

- ・正本 1部
- ・副本 5部

(3) 提出の期限、方法及び場所

期限:令和6年2月 29 日(木)17 時必着

方法:直接、環境政策課窓口へ持参か、書留郵便とする。

(電子メールでの提出は不可)

場所:加古川市役所 新館7階 環境部環境政策課

加古川市加古川町北在家 2000 番地

※ 提出期限を過ぎた企画提案書は受け付けない。

※ 郵送による提出の場合、提出期限までに市に到着しなかったものは受け付けない。

(4) 企画提案書に対する質問

企画提案書等の内容について、市が参加者に問い合わせを行った場合は、問い合わせを受けた参加者は速やかに回答するものとする。

11 契約候補者の決定

企画提案書の内容、実施体制等を書類審査し、契約候補者を選定する。

(1) 契約候補者への通知

「プロポーザル選定委員会審査結果について(通知)」(様式 13)により通知する。

(2) 次点者への通知

「プロポーザル選定委員会審査結果について(通知)」(様式 14)により通知する。

(3) 上記(1)及び(2)以外の者への通知

「プロポーザル選定委員会審査結果について(通知)」(様式 15)により通知する。

(4) 上記(1)から(3)の通知は、審査終了後、7日以内に通知する。

(5) 契約候補者以外の者は、その理由について、通知日の翌日から起算して5日以内(土・日曜、祝日を除く。)に、書面をもって所管課に説明を求めることができるものとする。

12 契約候補者等の選定

契約候補者等の選定については、別紙採点基準表により、契約候補者及び次点者を決定する。なお、合計点が同じ場合は、出席委員等の多数決で決定し、可否同数のときは、委員長が決定する。

また、合計点 500 点満点中 300 点に満たない者は、契約候補者等に選定しない。

13 協定締結に向けての協議

(1)仕様等の確定について

所管課は、協定締結に向けて、契約候補者と協議を行うが、契約候補者の選定をもって契約候補者の企画提案書等に記載された全内容を承認するものでない。

協議において、必要な範囲内において企画提案書の項目の追加・変更及び削除を行ったうえで本契約の仕様に反映させることができる。次点者においても同様とする。

(2)協定書について

協定書は、市が用意したものを使用する。

14 日程及び提出書類等

事務等の名称	日程・締切	提出書類等	
参加申込	令和6年1月 31 日(水)17 時まで (必着)	様式1～様式4、 必要書類	参加希望者 ⇒市
参加資格審査 結果の通知	令和6年2月7日(水)までに発送	様式5又は様式6	市⇒参加希 望者
質問締切	令和6年2月 14 日(水)17 時まで	様式 11	参加者⇒市
質問に対する 回答	令和6年2月 21 日(水)17 時まで	様式 12 メールで回答	市⇒参加者
企画提案書提出	令和6年2月 29 日(木)17 時まで (必着)	様式 8～様式 10 企画提案書 必要書類	参加者⇒市
プロポーザル 参加辞退		様式7	参加者⇒市
審査期間	令和6年3月1日(金) ～3月 11 日(月)	—	—
選定結果等の 通知	令和6年3月 18 日(月)までに発送	様式 13～様式 15	市⇒参加者
契約候補者との 協議	令和6年3月 29 日(金)まで	—	—
次点者との協議	令和6年4月5日(金)まで ※1	—	—
協定締結日	令和6年4月 12 日(金)まで	(協定書)	—
業務の履行開始	協定締結日以降	—	—
国への補助申請	令和6年6月 28 日(金)まで		

※1 契約候補者との協議が整った場合は、市は速やかに次点者にその旨及び次点者との協議を行わないことを通知する。

15 情報公開

選定の過程や評価結果については、加古川市情報公開条例に基づき対応する。

16 その他

- (1)参加者が次の事項のいずれかに該当する場合は、失格とする。
 - ① 提出書類の提出期限を過ぎた場合
 - ② 本要領、仕様書、企画提案書作成要領に定める事項に違反した場合
 - ③ 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明した場合
 - ④ 本要領に定める方法以外で市職員、選定委員等に対して本案件について接触をはかり、接触した事実が認められた場合
 - ⑤ その他公平な競争の妨げになる行為・事実があったと市が判断した場合
- (2)企画提案に要する費用はすべて参加者の負担とする。
- (3)プロポーザルの過程で得た情報等は本市に帰属し、市は調査手段等を含め公開・配付できるものとし(個人情報および企画提案書の内容を除く)、参加希望者はこのことに同意のうえ参加申込をすることとする。
- (4)提出された企画提案書等は返却せず市の所有物として組織内で複写・配付を行う場合がある。
- (5)協定締結後、業務実績として本市の名前を挙げることは可能であるが、仕様書の公開等業務内容の詳細については本市の許可なく開示できないこととする。
- (6)本要領に定めのない事項については競争性、公平性を考慮のうえ、適宜市が判断するものとする。

17 問い合わせ先

加古川市役所環境部環境政策課 担当 小山、藤本
電 話:079-427-9769
FAX:079-422-9569
E-mail:kan_seisaku@city.kakogawa.lg.jp

以上